令和５年４月28日

お客様各位

株式会社ポップ・クリエイション

［重要］新型コロナウイルス感染症に係る公費負担の見直しについて

拝啓　平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更に伴い、公費や診療報酬上の特例が見直されます。新しい公費の取り扱いは、令和5年9月末までの予定です。そのあとについては、感染状況などや他の疾患との公平性も考慮しつつ、その必要性を踏まえて冬の感染拡大に向けた対応が検討されています。

通知内容について

通知内容の項目を抜粋して記載します。詳細は厚労省下記ホームページへアクセス、確認をお願い致します。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html
（例：2023年3月31日　新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて_事務連絡　等）

外来患者の「院内トリアージ実施料」について

感染予防策を講じた上でのコロナ疑い患者に対する診療を実施した場合は、院内トリアージ実施料が算定できます。
1 対応医療機関の枠組みを前提として、院内感染対策に加えて受入患者を限定しない形に８月末までに移行する場合は、院内トリアージ実施料（300点）が算定できます。
2 上記に該当せず、院内感染対策を実施した場合は、特定疾患療養管理料の「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数（147点）が算定できます。
3 地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料等、初再診料が包括されている医学管理料を算定している患者や治療のため現に通院している患者が新型コロナウイルス感染症患者または疑い患者の場合、必要な感染予防策を講じた上で診療を実施すると、院内トリアージ実施料（300点）または特定疾患療養管理料「許可病床数が100 床未満の病院の場合」の点数（147点）が算定できます。

療養指導に係る特例

外来のコロナ患者へ療養指導を行った場合は、特定疾患療養管理料の「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数（147 点）を発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）から起算して７日以内に限り算定できます。

電話や情報通信機器を用いた医学管理に係る特例

慢性疾患または精神疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療や処方を行う場合、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行って「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等に基づく管理を行う場合は、特定疾患療養管理料の「許可病床数が100 床未満の病院の場合」の点数（147 点）を月１回に限り算定できます。

通院・在宅精神療法を算定している患者に係る特例

精神疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療や処方を行う場合、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において精神科を担当する医師が一定の治療計画のもとに精神療法を継続的に行い、通院・在宅精神療法を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療に

おいても、当該計画に基づく精神療法を行う場合は、特定疾患療養管理料の「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数（147 点）を月１回に限り算定できます。

マスターの新設

通知の公表に伴い、厚労省よりマスターが新設されています。
診療行為名称に「（診療報酬上臨時的取扱）」や「（臨時的取扱）」と表示されるマスターにつきましては、5月7日に廃止となるものが複数ございます。
5月8日以降は下記マスターが新設（継続）されておりますので入力下さい。
※　算定要件の詳細につきましては、下記URLにて確認をお願い致します。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00416.html
（例：2023年3月31日　新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて_事務連絡等）

診療行為コード	名称	点数
111016150	初診料（文書による紹介がない患者の場合）（初減）（特例）	214 点
112026750	電話等再診料（特例）	73 点
113045350	院内トリアージ実施料（特例）	300 点
113045450	特定疾患療養管理料（100床未満の病院）（特例）	147 点
113045550	特定疾患療養管理料（100床未満・療養指導）（特例）	147 点
113045650	慢性疾患等の診療（特例）	147 点
113045850	救急医療管理加算1（入院調整）（特例）	950 点
114055050	訪問看護・指導体制充実加算（特例）	150 点
114055150	緊急往診加算（在支診等以外）（特例）	325 点
114055250	緊急往診加算（機能強化した在支診等）（病床なし）（特例）	750 点
114055350	緊急往診加算（在支診等）（特例）	650 点
114055450	緊急往診加算（機能強化した在支診等）（病床あり）（特例）	850 点
114055550	在宅酸素療法指導管理料（その他）（特例）	2,400 点
114055650	酸素ボンベ加算（その他）（特例）	3,950 点
114055750	酸素ボンベ加算（携帯用酸素ボンベ）（特例）	880 点
114055850	酸素濃縮装置加算（特例）	4,000 点
114055950	設置型液化酸素装置加算（特例）	3,970 点
114056050	携帯型液化酸素装置加算（特例）	880 点
114056150	呼吸同調式デマンドバルブ加算（特例）	291 点
114056250	在宅酸素療法材料加算（チアノーゼ型先天性心疾患）（特例）	780 点
114056350	在宅酸素療法材料加算（その他）（特例）	100 点
114056450	在宅移行管理加算（特例）	250 点
114056550	緊急訪問看護加算（特例）	265 点
114056650	長時間訪問看護・指導加算（緊急）（特例）	520 点
114056750	長時間訪問看護・指導加算（特例）	260 点
114056850	在宅患者訪問看護・指導料（保健師等・週3日目まで）（特例）	580 点
114056950	在宅患者訪問看護・指導料（保健師等・週4日目以降）（特例）	680 点
114057050	在宅患者訪問看護・指導料（准看護師・週3日目まで）（特例）	530 点

114057150	在宅患者訪問看護・指導料（准看護師・週４日目以降）（特例）	630 点
114057250	訪問看護・指導料（同一）（保健師等２人・３日目まで）（特例）	580 点
114057350	訪問看護・指導料（同一）（保健師等２人・４日目以降）（特例）	680 点
114057450	訪問看護・指導料（同一）（保健師等３人・３日目まで）（特例）	293 点
114057550	訪問看護・指導料（同一）（保健師等３人・４日目以降）（特例）	343 点
114057650	訪問看護・指導料（同一）（准看護師２人・３日目まで）（特例）	530 点
114057750	訪問看護・指導料（同一）（准看護師２人・４日目以降）（特例）	630 点
114057850	訪問看護・指導料（同一）（准看護師３人・３日目まで）（特例）	268 点
114057950	訪問看護・指導料（同一）（准看護師３人・４日目以降）（特例）	318 点
114058050	特別訪問看護指示加算（特例）	100 点
180070050	救急医療管理加算１（緊急の往診等）（特例）	950 点
180070150	救急医療管理加算１（施設内療養・緊急の往診等）（特例）	2,850 点
180070250	救急医療管理加算１（オンライン）（特例）	950 点
180070350	長時間精神科訪問看護・指導加算（緊急）（特例）	520 点
180070450	長時間精神科訪問看護・指導加算（特例）	260 点
180070570	乳幼児加算（外来診療・往診等）（特例）	400 点
180070670	小児加算（外来診療・往診等）（特例）	200 点
180070750	精神疾患の精神療法（特例）	147 点
190290850	救急医療管理加算１（１４日まで）（特例）	950 点
190291750	救急医療管理加算１（中等症以上）（特例）	1,900 点
190291850	救急医療管理加算１（中等症以上・呼吸不全管理）（特例）	2,850 点
190291950	二類感染症患者入院診療加算（リハビリ）（特例）	250 点
190292050	二類感染症患者入院診療加算（転院）（特例）	750 点
190292150	二類感染症患者入院診療加算（入院感染対策）（特例）	250 点
190292250	二類感染症患者療養環境特別加算（個室）（入院感染対策）（特例）	300 点
190292350	二類感染症患者療養環境特別加算（陰圧室）（入院感染対策）（特例）	200 点
190292450	ハイリスク妊娠管理加算（特例）	1,200 点
190295550	救急医療管理加算１（転院）（特例）	950 点

※　新設マスターは5月7日以降でないと入力が行えません。

～　　5月7日：名称に「（診療報酬上臨時的取扱）」や「（臨時的取扱）」と表示

5月8日　～　　：名称に「（特例）」と表示

入院診療・治療薬費用の公費

都道府県	補助範囲	公費負担者番号 法別番号	都道府県番号	実施機関番号	検証番号	集計コード
高知県	入院診療：一部補助	28	39	070	6	28390706
	全額補助		39	080	5	28390805
福岡県	入院診療：一部補助	28	40	070	3	28400703
	全額補助		40	080	2	28400802
佐賀県	入院診療：一部補助	28	41	070	2	28410702
	全額補助		41	080	1	28410801
長崎県	入院診療：一部補助	28	42	070	1	28420701
	全額補助		42	080	0	28420800
熊本県	入院診療：一部補助	28	43	070	0	28430700
	全額補助		43	080	9	28430809
大分県	入院診療：一部補助	28	44	070	9	28440709
	全額補助		44	080	8	28440808
宮崎県	入院診療：一部補助	28	45	070	8	28450708
	全額補助		45	080	7	28450807
鹿児島県	入院診療：一部補助	28	46	070	7	28460707
	全額補助		46	080	6	28460806
沖縄県	入院診療：一部補助	28	47	070	6	28470706
	全額補助		47	080	5	28470805